

令和4年度における環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人静岡大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第百号。以下「法律」という。）第8条第1項の条項に基づき、令和4年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和4年度の経緯

令和4年度については、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

(1) 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表「平成4年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」及び「令和4年度特定調達品目（公共工事）調達実績概要」のとおりである。

① 目標達成状況等

調達方針において、調達総量に対する判断の基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、設定目標である100%の調達を達成することができた。

② 判断の基準より高い基準を満足する物品の調達状況

「より高い基準」の判断が難しく「該当なし」としたが、達成率の高い、より環境に配慮した製品を購入するよう努めた。

(2) 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

調達する品目に応じて、可能な限りグリーン購入法に適合した物品を選定の上、調達を実施した。また、グリーン購入法適合商品が存在しない場合であっても、エコマーク等の環境ラベルが表示され、環境保全に配慮されている物品を調達することに努めた。

(3) その他の物品、役務の調達にあたって環境配慮の実績

環境物品等の調達の推進に当たって、環境負荷の少ない物品等の調達に努めることとし、可能な限り環境物品等の判断基準より高い水準のものを調達することについて配慮した。

また、物品等納入業者、役務提供事業者、公共工事請負業者に対して、事業者自身が環境物品等の調達を推進するように働きかけた。

(4) 当該年度調達実績に関する評価

令和4年度の調達については、概ね調達方針に定めた年度調達目標を達成することができた。令和5年度以降の調達においても、引き続き環境物品等の調達の推進を図り、可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。